

令和6年第5回美馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年5月28日(火)午後2時～

2. 開催場所 美馬市役所北館1階101, 102会議室

3. 出席委員

1番 美馬 英二	11番 蔭山 勝利
2番 逢坂 利人	12番 河野 弘彦
3番 佐藤 貞男	13番 尾方 隆子
4番 天毎木 孝利	14番 河野 耕八郎
5番 竹田 勝一	16番 長浦 勝幸
6番 黒川 邦晴	18番 藤岡 由信
7番 藤本 尚人	
8番 谷 富廣	
9番 大久保 孝雄	

4. 欠席委員

10番 原田 政憲	17番 安達 英雄
15番 小田 一夫	19番 村上 一好

5. 事務局

局長 中津 圭二	
局長補佐 原田 佳明	
局長補佐 大久保 政博	

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請について

第4 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について

第5 議案第22号 非農地証明願について

第6 議案第23号 令和6年度第2期農用地利用集積計画について(諮問)

7. 会議の概要

	開会 午後2時
事務局長	それでは、ただ今より、令和6年第5回美馬市農業委員会総会を始めさせていただきます。本日、欠席する旨の届出のありました委員は、10番原田委員、15番小田委員、17番安達委員、19番村上委員の4名です。只今の出席委員は15名であり、定足数に達しておりますのでご報告いたします。それでははじめに、河野会長からご挨拶をいただきたいと思います。
会 長	【会長挨拶】
事務局長	議長につきましては、会議規則第6条に基づき、会長が総会の議長として、議事を整理していただきますので、よろしくお願い致します。
議 長	それでは早速でございますが、会議を始めさせていただきます。着座にての進行とさせていただきます。 日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、いつもの例のように議長の指名でよろしいか。
委員一同	(異議無しの声)
議 長	異議なしと認めます。それでは、8番谷委員、9番大久保委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。 次に、日程第2、議案第19号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。事務局長。
	(事務局長、挙手)
事務局長	議案書の1ページをお開きください。 座って説明させていただきます。 議案第19号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。今回、3条申請は8案件ございますが、これらの申請については、法定の添付書類は整っております。 番号1です。申請地は、美馬町字西荒川●●ほか7筆。地目等の詳細は記載のとおりです。面積は合わせて、2,817.45㎡であります。譲渡人は●●。譲受人は●●であります。耕作面積は4,465㎡です。通作距離は、100mから200mで、稼働人員は7人となっております。この農地は、売買による譲受けとなります。農地取得後は、唐辛子の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、西荒川集会所●●に位置する農地であります。 番号2です。申請地は、脇町字井口●●。地目は、田。面積は、2,065㎡であります。譲渡人は●●。譲受人は●●であります。申請者は、現在、

農地を所有しておりません。通作距離は、16.1kmで、稼働人員は1人となっています。この農地は、売買による譲受けとなります。農地取得後は、季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、岩倉中学校の●●に位置する農地であります。

番号3です。申請地は、脇町字井口●●。地目等の詳細は記載のとおりです。面積は合わせて、776㎡であります。譲渡人は●●。譲受人は●●であります。申請者は、現在、農地を所有しておりません。通作距離は、500mで、稼働人員は1人となっています。この農地は、●●の贈与による譲受けとなります。農地取得後は、果樹の栽培を行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、井口集会所の●●に位置する農地であります。

番号4です。申請地は、脇町新町字新町●●ほか4筆の農地です。地目等の詳細は記載のとおりです。面積は合わせて、1,535.1㎡であります。譲渡人は●●。譲受人は●●であります。耕作面積は、25,806.05㎡です。通作距離は、10mから90mで、稼働人員は1人となっています。この農地は、売買による譲受けとなります。農地取得後は、人参やレタスの作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、うだつアリーナの●●に位置する農地です。

次に2ページをお願いします。

番号5です。申請地は、脇町大字猪尻字西上野●●。地目は、畑。面積は、89㎡であります。譲渡人は●●。譲受人は●●であります。申請者は、現在、農地を所有しておりません。通作距離は、2.7kmで、稼働人員は1人となっています。この農地は、●●間の贈与による譲受けとなります。農地取得後は、季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、脇町中学校の●●に位置する農地であります。

次に、番号6です。申請地は、脇町字拝原●●。地目は、田。面積は、374㎡であります。譲渡人は●●。譲受人は●●であります。申請者は、現在、農地を所有しておりません。通作距離は、350mで、稼働人員は1人となっています。この農地は、売買による譲受けとなります。農地取得後は、蔬菜類の作付けを行う予定です。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、江原南小学校の●●に位置する農地です。

次に、番号7です。申請地は、脇町字拝原●●。地目は、畑。面積は、211㎡であります。譲渡人は●●。譲受人は●●であります。申請者は、現在、農地を所有しておりません。通作距離は、20mで、稼働人員は1人

	<p>となっています。この農地は、売買による譲受けとなります。農地取得後は、季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有しておらず、人力で耕耘を行うとのことです。申請地は、美馬警察署の●●に位置する農地です。</p> <p>次に、番号8です。申請地は、穴吹町穴吹字寺前●●ほか1筆。穴吹字平間●●ほか8筆。以上、11筆の農地です。地目等の詳細は記載のとおりです。面積は合わせて、5,504.98㎡であります。譲渡人は●●。譲受人は●●であります。申請者は、現在、農地を所有しておりません。通作距離は、34kmで、稼働人員は1人となっています。申請者は、美馬市移住交流センターの紹介を受け土地と建物を購入し、美馬市に移住定住を行うものでございます。この農地は、売買による譲受けとなります。農地取得後は、季節野菜や水稻の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、宝集会所の●●に位置する農地です。</p> <p>以上、これらの8案件は、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。農地法第3条の規定による許可申請についての概要説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>それでは、現地確認報告を求めます。番号1は、16番長浦委員お願いします。</p>
16番 長浦委員	<p>16番長浦です。現地確認いたしました。この●●から●●までは、境界のない、1枚地というか、そのような形の状況でした。ここの半分と●●には、すでに唐辛子が作付けされておりました。●●については草がきちんと刈られた状態でありました。特に問題となるようなことはございませんでした。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。番号2、番号3は、19番村上委員ですけど遅れてこられますので、確認しましょう。小休いたします</p>
議 長	<p>小休以前に戻ります。事務局から、報告をお願いします</p>
	<p>(事務局長、挙手)</p>
事務局長	<p>19番村上委員からは、現地確認の結果、問題のあるところはありませんとのご意見をいただいております。以上です。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。番号4は、5番竹田委員お願いします。</p>
5番 竹田委員	<p>5番竹田です。現地確認いたしました。ここの場所は、脇町の新町地区というところなんです、新町地区の●●の所です。一応行って参りましたが、5筆になってますが、現状では、全部1枚の畑に整地しまして、綺麗に造成されてる状態でございます。以上です。はい。</p>
議 長	<p>竹田委員、ありがとうございます。番号5は、1番美馬委員お願いします</p>

	す。
1 番 美馬委員	1 番美馬です。昨日現地確認いたしました。対象地は、直接軽トラックなどは入っていけず、赤線か、市営住宅のようなところから入る感じでしたので、軽トラックで直接は無理なんですけども、耕耘機次第ということで、備考欄に書いてありますので、耕作はできるんじゃないかなというふうに思います。特に問題ございませんでした。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ありがとうございました。番号6、番号7は、12番河野委員お願いします。
12番 河野委員	12番河野です。昨日現地確認いたしました。6番は、3月に私の経営する会社で、●●の違う土地を利用権を巻くために寄せてもらったときに、あの土地はどのようにするのという話で相談させていただきました。で、結論から言うと、3面を●●の経営する会社が隣接しており、袋地になっています。また、市役所の農業委員会の方に、雑草が生えてるということで、関係者の人が通告をされてるようで、●●3面を囲まれてる土地で、どうしますか、将来どんなにするつもりですかという話をしたところ、●●と売買契約が、ちょうどこの草刈りを行っていたときに●●とお話して、売買に至ったということで、●●の方にも昨日話したら、しっかり野菜を、作りますという話を聞いております。問題ないと思います。●●と●●の間ですが、●●多分この人の●●が●●に居住しておるときに、私が確か小学校から中学生ぐらいのときで、よく●●とここに寄せてもらってました。●●に多分住んでいた家を処分して●●の方に行かれたと思うんですが、農地をそのままにしていたようで。ただ、この農地の隣接してる土地を去年まで私、耕作預かっていたのですが、草がひざ小僧より高くなるときには必ず草の管理をしてくれてました。耕作放棄地でも何でもありません。綺麗に管理できております。また隣接する家の持ち主の●●がきちっと機械はないけども人力ですということですぐ真横なので、十分きちっと耕作してくれるものと考えております。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ありがとうございました。番号8は17番、安達委員ですけれども、欠席ですので事務局の報告を求めます。
	(事務局長、挙手)
事務局長	17番安達委員からは、現地確認の結果、問題のあるところはありませんとの意見をいただいております。また市が移住定住を目的に設置した美馬市移住交流センターの方の紹介により、移住してこられるということで地域農業のために、頑張って取り組んでいただきたいとのご意見をいただいております。以上です。

議 長	ご報告ありがとうございました。各委員のご報告、感謝申し上げます。これから、討議に移らせて頂きたいと思います。何かご意見ご質疑ございませんでしょうか。ありませんか。
委員一同	(異議無しの声)
議 長	お諮りいたします。番号1から番号8の許可申請8案件について許可することに、ご異議はございませんか。
委員一同	(異議無しの声)
議 長	異議なしと認めます。よって議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請8案件、すべて許可することと決定いたします。
議 長	次に、日程第3議案第20号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局からの説明を求めます。
	(事務局長、挙手)
事務局長	<p>議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請について、2案件の説明をさせていただきます。議案書の3ページをお願いいたします。この4条申請について、法定の添付書類は整っております。</p> <p>番号1です。転用場所は、脇町大字北庄字鳥居原●●。地目は、田。面積は、348㎡であります。転用者は●●であります。居宅の建築並びに進入路の設置に伴う転用申請です。造成計画として、表土を30センチ程度すきとり、山土で埋戻、転圧を行いません。居宅は木造平屋建、建築面積79.49㎡であります。取水は市営上水道を利用し、汚水は、合併処理浄化槽で処理したのち、申請地の東に隣接する脇町土地改良区管理の水路に放流します。雨水は集水柵で集め、申請地北側に位置する水路に放流します。このことについては、脇町土地改良区と事前協議済みです。なお、進入路については、県道脇曾江線道路改良工事が行われた際、県工事により取り合い坂路として、73.67㎡が設置されております。申請地は、市営北庄団地の●●に位置する農地で、農振農用地指定外の白地であり、農地区分は、第2種農地と判断をされます。</p> <p>番号2です。転用場所は、脇町字曾江名●●。地目は、田。面積は、514㎡うち87㎡であります。転用者は●●であります。申請者は、現在、父親と別に家を構え生活をしておりますが、父親が高齢となり、独居が困難となったことから、自身の母屋に接続し離れを増築することとなり転用申請に至ったものです。造成計画として、表土を30センチ程度すきとり、山土・碎石で埋戻、転圧を行いません。居宅は木造平屋建、建築面積48.75㎡であります。取水は市営上水道を利用し、汚水は、母屋の合併処理浄化槽に接続します。雨水も集水柵で集め、母屋の宅地に位置する集水柵に接続しま</p>

	<p>す。申請地は、脇町インターチェンジの●●に位置する農地で、農振農用地指定のある農地ですが、部分除外が行われております。農地区分は、公共投資の対象となった、第1種農地であります。周辺地域に居住する者の日常生活に必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、当申請は、第1種農地における不許可の例外と判断をされます。以上でございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。それでは、現地確認報告を求めます。番号1は、1番美馬委員をお願いします。</p>
1番 美馬委員	<p>はい、1番美馬です。昨日、現地調査行って参りました。特段問題があるところはなかったかと思えます。ご審議お願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。番号2は15番、小田委員でありますけれども、本日欠席されておりますので事務局より報告を求めます。</p>
	<p>(事務局長、挙手)</p>
事務局長	<p>15番、小田委員から、現地確認の結果、問題があるところはありませんとのご意見いただいております。以上です。</p>
議 長	<p>ご報告ありがとうございました。これから、討議に移らせて頂きたいと思えます。何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。</p>
委員一同	<p>(意見無し)</p>
議 長	<p>お諮りいたします。番号1、番号2の案件について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p>
委員一同	<p>(異議無しの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第20号農地法第4条の規定による許可申請につきましては、許可相当と決定し県へ意見書を送付いたします。</p>
議 長	<p>次に、日程第4、議案第21号農地法第5条の規定による許可申請について事務局からの説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について、3案件の説明をさせていただきます。この5条申請については、法定の添付書類は整っております。議案書の4ページをお願いいたします。</p> <p>番号1です。転用場所は、美馬町字喜来市●●ほか3筆。地目等の詳細は記載のとおりです。面積は合わせて、1,438㎡であります。こちらは賃貸借によるものでございまして、譲渡人は●●。譲受人は●●であります。コンビニエンスストアの店舗及び駐車場の設置に伴う、賃貸借による転用申請です。併せて利用する土地として、●●ほか3筆の宅地及び雑種地、1030.14㎡を利用します。敷地面積は、合せて、2468.14㎡となります。造成計画として、表土を20cm程度すきとり、山土にて最大1.5</p>

	<p>mの盛土を行ないます。駐車場部分は、アスファルト舗装を行ないます。店舗は、軽量鉄骨造平屋建、建築面積199.80㎡、物置は、建築面積8.35㎡であります。取水は市営上水道を利用します。汚水は、北側道路に埋設された農業集落排水施設に接続します。雨水は、集水樹で集め、東側に隣接する市道側溝へ放流します。このことについては、管理者である市都市政策課と協議済みです。申請地は、美馬町市民サービスセンターの●●に位置する農地で、農振農用地指定外の白地であり、農地区分は、・上下水道管が埋設されている沿道の区域であって、おおむね500m以内に教育施設、医療施設等の公共公益施設がある農地であることから、第3種農地と判断をされます。</p> <p>番号2です。転用場所は、脇町木ノ内字正アカ池●●、●●。地目等の詳細は、記載のとおりです。面積は合わせて、543㎡であります。譲渡人は●●。譲受人は●●（持分2分の1）、●●（持分2分の1）であります。居宅の建築に伴う、所有権移転による転用申請です。造成計画としましては、表土を30cm程度すき取り、山土で埋戻し転圧整地します。周囲には、コンクリート擁壁を設置します。居宅は、木造二階建、建築面積111.79㎡であります。取水は市営上水道を利用し、汚水は、合併処理浄化槽により処理したのち、申請地の南側に隣接する市道側溝へ放流します。雨水は、自然浸透とします。申請地は、木ノ内公園の●●に位置する農振農用地指定のない農地、白地であり、農地区分は、2種農地と判断をされます。</p> <p>番号3です。転用場所は、脇町字西俣名●●。地目は、田。面積は、2,643㎡であります。譲渡人は●●。譲受人●●であります。非フィットによる低圧太陽光発電施設の設置に伴う、所有権移転による転用申請です。計画としまして、草木を伐採し整地します。周囲には、フェンスを設置します。取水・排水等は生じません。雨水は自然浸透とします。施設の管理は、年2回程度の草刈りを行ないます。申請地は、夏子ダム●●に位置する農振農用地指定外のある農地であります。農振除外が行われております。農地区分は、第2種農地と判断をされます。</p> <p>以上で、農地法第5条の規定による許可申請について説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	それでは、現地確認報告を求めます。番号1は、3番佐藤委員お願いします。
3番 佐藤委員	3番佐藤です。よろしく申し上げます。5月21日、現地調査をしました。進入路は2ヶ所ありまして、東口からと、北口からがありました。南側には約1.5メートルの幅で草刈がされており、通路のため、近隣の方が草を刈

	<p>っているとの話でありました。一部は更地のところもありますが、約1mほどの草が茂っていました。貸主●●は高齢であり、管理が少し難しいと思います。賃借者●●が、主は店舗兼、駐車場として、運営される予定です。なお賃貸契約は、期間約30年。使用目的も明確であり、何ら問題ないと判断しますので、審議の方よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございました。番号2は、11番蔭山委員をお願いします。</p>
11番 蔭山委員	<p>11番蔭山です。昨日、現地確認をさせていただきました。当該地はですね、地目が畑になっておりますけれども、一部が林地化をしております、休耕地であったというような状態でした。今回、当該地に夫婦の方がこられるということで大変喜ばしいことであろうと思いますし、またこの近隣に与える影響はないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。番号3は、12番河野委員をお願いします。</p>
12番 河野委員	<p>12番河野です。これも昨日見に行ってきました。現地はほぼ耕作されていない状態の土地の一団でありまして、現地を見ましたところ、膝小僧から腰の間の草が全面にこの周辺の土地生えてました。この●●の家も行きましたが、●●の家も留守でして、入口には鶏舎が2棟ありましたが、もう鶏を飼っているような形跡はありませんでした。土地自体に対しては、別段太陽光にしても、周辺で耕作をする予定が見受けられませんので、問題ないと思います。ただ一言、5条の関係ではないんですが、こういう耕作放棄地の一団があるということ、耕作放棄地になりつつある一団があるということ、私たち農業委員の力では、耕作する人が足りない。土地はあるけど耕作する人はいないということで、もっと農林課の方に頑張って耕作してくれる人を呼び込めるような、政策を打ち出して欲しいと要望いたします。5条に関しては、問題ないと思いますよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ご報告ありがとうございました。これから、討議に移らせて頂きたいと思えます。何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。</p>
委員一同	<p>(意見無し)</p>
議 長	<p>番号1から番号3までの3案件について、許可相当とすることにご異議ございませんでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議無しの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第21号農地法第5条の規定による許可申請3案件につきましては、許可相当とすることと決定し、県へ意見書を送付いたします。</p>

事務局長	次に、日程第5議案第22号非農地証明願について、事務局からの説明を求めます。事務局長。
	(事務局長、挙手)
事務局長	<p>それでは、議案第22号非農地証明願につきまして説明いたします。議案書5ページをお願いします。</p> <p>番号1です。申請場所は、脇町字拝原●●。地目は、畑。面積は、85㎡です。申請者●●より、非農地証明願が提出されました。申請地は、昭和59年、申請者の父親により居宅が建築されております。申請者は、平成27年に申請農地を相続取得いたしましたが、農地法の手続きが出来ていないことを知り、今回、宅地部分の分筆を行ない、非農地証明願の申請を行なうものです。農林課において、農振農用地指定のない白地であること確認しております。申請地は、非農地証明の許可要件である20年を経過しており、農地への復元が不可能であり、農地行政上、支障がないと認められる土地であると判断されます。</p> <p>非農地証明願につきましては、以上でございます</p>
議 長	それでは、現地確認報告を求めます。12番河野委員をお願いします。
12番河野委員	12番河野です。昨日事務局と一緒に行って参りました。現地には古い家がありまして、もう20年以上経っていると、私も認識しております。よろしくをお願いします。
議 長	ご報告、ありがとうございます。それでは、審議を行います。何かご意見、ご質疑は、ございませんでしょうか。
委員一同	(意見無し)
議 長	お諮りいたします。非農地証明願について、ご異議は、ございませんか。
委員一同	(異議無し)
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第22号非農地証明願については、非農地証明書を発行することと決定いたします。
議 長	次に、日程第6議案第23号令和6年度第2期美馬市農用地利用集積計画についての審議でございます。それでは、事務局より説明をお願いします。
	(事務局長、挙手)
事務局長	<p>先に、お配りしております議案第23号美馬市農用地利用集積計画書の2ページをご覧ください。新規の利用権設定面積は、62,962㎡。更新の利用権設定面積は、36,117㎡です。利用権設定筆数は、121筆、利用権を設定する件数、延べ40件。利用権設定を受ける者・組織は、18件です。</p> <p>以上の計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の、各要</p>

	件を満たしていると判断されます。以上です。
議長	何か、ご意見ございますか。
	(12番河野委員 挙手)
議長	では12番河野委員お願いします。
12番河野委員	<p>はい。12番河野です。利用権設定名簿を見ていただきたいと思います。美馬町岡地区の●●という方ですかね。この方が、今現在3,086㎡を耕作している人がいきなり27,000㎡を超えるということで、合計30,000㎡を担うことになります。いきなり10倍の面積を耕作するということで、我々農業委員として、不安はないの дайろうか、面積がいきなり多すぎないのかなということが思い浮かんだもので、この方は、どういう位置付けなのか、ちょっとまた教えていただきたい。認定農家で今後、美馬市で農業をバリバリ頑張りますという方であれば、積極的に我々応援してあげなければならないと思います。それとその下の方で、市外の方で、●●という人が美馬市に耕作面積0で新規で、6,413㎡を預かるということになってますが、この人も経験なしで、6,413㎡を預かるのか、もしかしたら、市外でもっと面積をされとるのか、いきなり、6反超した土地を預かるということも、ちょっと大変だろうと心配します。</p> <p>最後に、●●の●●ということで、認定を受けるものの耕作地が、今現状、6,693㎡あります。本来この団体は耕作を受けるものの、設定を受けるものの耕作地の面積があったらいけない団体。だから中間管理機構ということで仲介に入る団体でありまして、6,693㎡が、中間管理機構が扱つとるということで、中間管理機構の農業を作業するような団体ではありません。私が考えるには、借主がやめたか死んだか、と想定されるんですが、これを見て、管理機構が土地を、耕作のために預かっていると思えないので、ここを調整していただきたい。農林課の方にもこれを指導して、我々の方から逆にこんな持っていたらいけないんじゃないかということで、次の借り手を早急に探すなり、管理機構はどういう考えで持っているかちょっと教えていただきたいと思います。</p>
	(事務局長、挙手)
事務局長	河野委員からの、ご質問がございましたが、まず3点ほどあったかと思うのですが、1つ目の●●という方が、いきなり10倍の面積を耕作するとは、どういった位置づけなのか、というご質問だったかと思うのですが、河野委員から事前にご連絡をいただいておりますので、農林課の方に確認いたしましたところ、実際もうすでに今の7,650㎡は、●●が耕作をずっと以前からされているようでございます。ただ、今回経営所得安定対策交付金、

	<p>交付にあたって、手続きが不備があったところを、今回、適正な手続きを行って、耕作を継続するというごさいます。ですので認定農業者ではないのですが、すでにもう農業に取り組んでいただいている方ということでお聞きしております。2つ目の質問でございますが、●●という方が、どういふ農業者なのかということでございますが、こちらの方は新規就農者でございます、今、農林課の方に新規就農の事業計画等を、申し込みをされている、新規の農業者であるということをお伺いしております。3つ目のご質問については、これも確認をしたんですが、農地中間管理機構が、現在借り受けを受けている農地であって6,693㎡ほど借り受けを受けている、借り受け希望がある農地ということでお聞きしております。ただ、マッチングができてなくて、借り人がいないという状況の農地が6,693㎡で、あるということ、農林課の方からはお聞きしております。以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ではお諮りいたします。それでは、議案第23号令和6年度第2期美馬市農用地利用集積計画については、原案どおり決定することとして、よろしいか。</p>
委員一同	<p>(異議無し)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。このことについては、原案どおり決定し、市長へ答申することといたします。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。これをもちまして、令和6年第5回美馬市農業委員会総会を閉会いたします。次回の総会は、6月28日(金)午後2時からの開催予定です。本日は、大変お疲れさまでした。</p>

美馬市情報公開条例第7条第1項第1号及び第5号、第6号に基づき、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの、市の機関、国の機関、他の地方公共団体の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの、争訟に係る事務に関し、市、国、他の地方公共団体の当事者としての地位を不当に害するおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては非公表とする。